

『大分県建設機械シートベルト着用運動』実施要綱

大分労働局

1 趣旨

建設機械の転倒・転落災害による死亡災害は、全国において20件以上発生しているが、そのうち、建設機械のオペレーターが運転席から投げ出され、その下敷きとなって死亡する事例が約8割とその大部分を占めている。大分県においても、本年に入り、道路を移動中に路肩から建設機械が転落し、あるいは、急傾斜地で掘削作業中に建設機械が横転したため、オペレーターが投げ出され、建設機械の下敷きとなり死亡する労働災害が立て続けに発生している状況にある。

一方、近年製造された建設機械は、転倒時保護構造(ROPS)とシートベルトが装備されていることから、建設機械の転倒・転落災害による死亡災害の多くはオペレーターがシートベルトさえ着用していれば、十分防ぐことができたものと推測される。しかしながら、大分県下の建設工事現場において建設機械の多くのオペレーターがシートベルトを着用していない状況にある。

このような状況を踏まえ、大分労働局においては、大分県下の建設工事現場で建設機械のオペレーターが運転中にシートベルトの着用の徹底を図る、『大分県建設機械シートベルト着用運動』を展開することとした。

ついては、建設機械のオペレーターを使用する事業者だけでなく、建設工事の元方事業者、発注者、関係団体を含め、建設工事に関係する全関係者が一丸となって、建設機械のオペレーターが運転中にシートベルトの着用の徹底を図る、『大分県建設機械シートベルト着用運動』の実施に積極的に取り組むものとする。

なお、本運動は、労使による建設機械シートベルト着用宣言の表明を通じて、自主的な労働災害防止活動を一層促進し、安全・安心な建設工事現場の実現を図ることを目標としており、労働災害の着実な減少に向け「安全の見える化運動」等の重点取組事項を示した第12次労働災害防止推進計画(大分労働局策定:計画期間平成25年度～平成29年度)の一環と位置付けられる。

2 スローガン

『建設機械でもシートベルト着用は常識です』

3 取組期間

平成25年度 ～ 平成29年度

4 主唱者

大分労働局、各労働基準監督署及び建設業労働災害防止協会大分県支部

5 協賛者

一般社団法人 大分県建設業協会

一般社団法人 大分県労働基準協会

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会大分県支部

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会大分県支部

6 主な実施事項

建設機械シートベルト着用運動の定着推進に当たっては、「第12次労働災害防止推進計画」(大分労働局版)に基づく「安全の見える化運動」を活用し、普及促進するものとする。

「経営トップの所信表明・安全宣言」の見える化

「危険・有害性」の見える化

「安全ルール」の見える化

「私の安全宣言」の見える化

事業場の経営トップは、「経営トップの所信表明・安全宣言」及び「安全ルール」の見える化運動に基づき、建設機械のオペレーター全員がシートベルト着用の完全定着させることを表明する。

建設機械のオペレーターは、「私の安全宣言」の見える化運動に基づき、「私は、建設機械の運転中はシートベルトを必ず着用します。」と宣言するとともに、その他遵守すべき事項を他周囲の作業員等に分かるように建設機械の運転席ドア等に明示する。

7 各取組者の実施事項

(1) 局・署の実施事項

各種集団指導、大分県産業安全衛生大会、全国安全週間・全国労働衛生週間・年末無災害運動・年度末無災害運動等の期間中における大分労働局長及び労働基準監督署長による安全衛生パトロール等において、『大分県建設機械シートベルト着用運動』を積極的に啓発し、その取組状況を確認する。

なお、『大分県建設機械シートベルト着用運動』の取組好事例を収集し、大分県産業安全衛生大会等において、『安全の見える化運動』のブース等を設置し、取組好事例を掲示・啓発する。

建設業労働災害防止協会大分県支部・各分会等と連携し、『大分県建設機械シートベルト着用運動』のリーフレットを作成し啓発に努めるとともに、「事業主、現場代理人、オペレーター等の建設機械シートベルト着用安全宣言」を積極的に啓発する。

『大分県建設機械シートベルト着用運動』の取組好事例について、署等が発行する「監督署通信」等の情報紙、建設業労働災害防止協会大分県支部等の団体が発行する広報誌等に掲載依頼する。

(2) 協賛者の実施事項

局・署と連携の上、会員事業場等に対し、『大分県建設機械シートベルト着用運動』の啓発活動を展開する。

自らが主催する安全衛生大会や、会員事業場等が開催する安全衛生大会等において『大分県建設機械シートベルト着用運動』の実践を呼びかけ、「経営トップ、現場代理人、オペレーター等の建設機械シートベルト着用安全宣言」を積極的に啓発する。

(3) 経営トップ、オペレーター等の実施事項

事業場の経営トップ、現場代理人等は、「経営トップの所信表明・安全宣言」及び「安全ルール」の見える化運動により、建設機械のオペレーター全員にシートベルトを着用させることを表明するとともに、その定着状況を確認する。

また、関係災害防止団体に対し、その取組状況を報告する。

建設機械のオペレーターは、「私の安全宣言」の見える化運動により、建設機械の運転でのシートベルト着用を宣言するとともに、遵守すべきことを他の作業員等に分かるように建設機械の運転席ドア等に掲示する。

【 参 考 】

《 『安全の見える化運動』の主な取組事項 》

1 「トップの所信表明・安全宣言」の見える化

経営トップ自らが労働災害の防止及び快適な職場環境の形成のための所信表明・安全宣言することにより、労使双方が労働災害防止のための共通認識を持ち、一丸となって取り組むものである。

このため、事業場の労働災害防止活動の現状と将来のあるべき姿を確認の上、最終の到達点をめざし、トップ自らが「安全衛生方針」を表明する。

2 「危険・有害性」の見える化

危険・有害性のある場所、機械・設備、作業の危険・有害性の特定、安全衛生上配慮の必要な作業等について、危険ポイントの語句、図示、写真、光、音等で注意喚起を行うことにより、その場所への接近、その機械・設備の使用、作業の実施等に当たっての安全衛生対策の徹底を図るものとする。

このため、当該危険・有害性の特定に当たっては、例えば、作業場所での墜落・転落、機械・設備等によるはさまれ・巻き込まれ、危険物による爆発火災等、作業現場ごとに多種多様な危険・有害性を特定できるよう整理しておく必要があり、さらに、作業手順書、機械・設備の取扱説明書、化学物質データシート等の関係資料の確認、現場の作業実態等を踏まえて検討する必要がある。

3 「安全ルール」の見える化

通常作業における作業手順、遵守ポイント等を語句、図示、写真、光、音等で注意喚起することにより作業者の遵守事項を表示し、安全衛生対策の徹底を図るものとする。

作業における省略・短絡行動等のルール違反を防止するためには、「安全ルール」の見える化が一つの方法としてある。これは、作業者の気付き、感受性の向上等につながり、また、作業だけでなく他の者にも見えることによって、作業者はルールを守る行動に徹することとなる。

4 「私の安全宣言」の見える化

各作業者が取り組む安全衛生に係る遵守すべき事項について、業種、作業内容、事業場内における役割等に応じた安全宣言を表明の上、その内容を書面による掲示、保護帽等への貼付等を行い、広く宣言するものである。

各作業者が安全衛生行動等を宣言することは、経営トップから押し付けられている行動ではなく、個人個人が自覚と責任を持った自主的な行動となるものである。